

委員会議事概要

1 委員会名	令和3年度 第2回沖縄海区漁業調整委員会
2 開催日時	令和3年5月14日(金) 14:30~16:05
3 開催場所	県自治研修所8階特別研修室
4 出席委員 (定数15名中15名)	上原亀一委員、赤嶺博之委員、池田博委員、伊良波宏紀委員、大城和夫委員、大嶺嘉昭委員、当真聡委員、八前隆一委員、山内得信委員、大谷健太郎委員、新立弘子委員、藤田喜久委員、山川彩子委員、天方徹委員、城間恒浩委員
5 議事録署名人	池田博委員、新立弘子委員
6 議事内容	
(1)第1号議案	浮魚礁の敷設承認申請について(P1~P22、別添)
【要旨】	新規承認申請が7基(恩納村漁協、沖縄市漁協、知念漁協、石川漁協、与那国町漁協)と再承認申請47基(今帰仁村漁協、伊江村、恩納村漁協、本部町、渡名喜村、座間味村漁協、渡嘉敷漁協、宜野座村漁協、与那城町漁協、南城市、知念漁協、与那原・西原町漁協、港川漁協、うるま市、石川漁協、与那原町、金武町、八重山漁協)があった。原案のとおり全て承認された。
【特記事項】	特になし。
(2)第2号議案	知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について(諮問)(P23~P32、別添)
【要旨】	県漁業調整規則(令和2年沖縄県規則第53号)第4条第1項に掲げるかつお一本釣漁業、底魚一本釣漁業、小型定置網漁業、敷網漁業及び追込網漁業に監視、令和3年6月1日以降における新規の許可を行うため、同規則第11条の規定に基づき、新規の許可に係る制限措置及び申請すべき期間を定めて公示する必要がある。この公示に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、同規則第11条第3項の規定に基づき、県知事より当委員会に意見が求められていた。 これに対して、特に異議はなく、事務局の公示案のとおり承認された。
【特記事項】	【大嶺委員】追込網漁業は許可なしで操業した場合は違反になるか。 【事務局】もし許可を受けていなければ、無許可操業になるので、漁業調整規則違反に該当する。 【山内委員】許可期間が、対船許可は5年、対人許可は3年となっているが、なぜ許可の有効期間の違いがあるのか。

	<p>【事務局】以前は、対船も対人も関係なく全ての漁業で3年としていたが、漁業法改正に合わせて変更した。船は容易に手放さないので変更があまりないと見込んでいる。また主に対人許可の対象となる潜水器漁業のように、船を使わない場合や乗合の場合もあるので、船と人を関連付けず、人に対して許可を出している。</p> <p>【山内委員】会議資料を事前に提供してほしい。事前に確認してから、委員会に臨みたい。急に（委員会の場で）聞かれても判断しにくい。</p> <p>【事務局】直前にならないと整わない資料もあるので、全部をあらかじめ提供することはできないが、繰り返し行われるような手続きについては、事前に提供できる資料は提供したい。</p> <p>【池田委員】知事許可の公示案に敷網は入っているが、小型まき網が入っていない。小型まき網は除外するのか。</p> <p>【事務局】許可漁業の項目としては削除しないが、これまでの経緯で、県の取り扱い方針の中で、許可しない方針だった。昨今の漁業法改正と規則改正に合わせて、許可の定数を0と定めた。新規の要望があれば検討する。</p>
<p>(3) 協議事項</p>	<p>スジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示の変更に向けた作業スケジュールについて (P33～P35、別添)</p>
<p>【要旨】</p>	<p>現行の委員会指示である「スジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養に関する委員会指示3第3号（有効期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日）は、対象種の資源の保護培養及び当該指示の実効性向上のため対象区域及び対象者の拡大が必要だと考えられるため、当該指示の変更に関する今後の作業内容とスケジュールの事務局案について説明を行った。</p>
<p>【特記事項】</p>	<p>【当真委員】（現在、上記委員会指示の対象区域外となっている沖縄本島中南部西海岸側の）共同第12号から15号も、今年度内に委員会指示の対象にしていきたいとのことだが、進捗が遅れるとしたら、何がネックになるのか。また対象海域は沖縄諸島となっているが、すでに対象となっている伊是名・伊平屋以外の離島は今後どうするのか。</p> <p>【事務局】沖縄本島で委員会指示の対象となっていないエリアは、COVID-19の感染拡大の影響もあって、関係する漁協等に対する説明が十分に出来ていないこと、慎重論が根強いところや、遊漁者も対象とすべきだという意見もある。これから総合的に丁寧に説明していけば、理解が得られると認識している。まだ直接説明が出来ていない箇所もあるが、アンケート調査で前向きな回答・意見をもらっているところもある。</p>

またスジアラについては、主漁場となっている慶良間周辺海域を含め、沖縄諸島全域を委員会指示の対象としないと資源保全が困難である。

先行して自主管理を行っている八重山では、規制対象となっている漁獲サイズに違いがあるため、その整合性を取ることに、合意形成が必要となる。宮古地域は、資源状況を解析するのに十分な漁獲データの集積がないため、現時点では委員会指示の対象とする必要性の説明が難しいと認識している。

全域に委員会指示を適用することで公平性を担保したい。宮古・八重山から沖縄本島に送られるものは、沖縄本島のものと区別が出来ることから、沖縄本島周辺海域を先行して行いたい。

【当真委員】 COVID-19 の終息は目途が立たないので、先に資料を送付して、確認してもらい、時間があるときに順次説明するような対応策を取ってはどうか。

【八前委員】 委員会指示の対象拡大について、沖縄本島で対象外となっている 11 漁協に意見照会をしているが、そのうち読谷と嘉手納は消極的な回答となっている。この場合、拡大に対して同意が得られた海域のみが委員会指示の対象とするのか、それとも同意が得られてなくても本島全域で対象とするのか。

【事務局】 委員会指示は同意のもとに進めていくのが原則である以上、同意がなく進めるのは困難だと認識している。同意がないところには、説明を続けて、理解してもらえるようにしたい。消極的な回答をしている読谷も話を聞く限りは、前向きな考えを持つ漁業者もいて、丁寧な説明を続けていきたい。

【山内委員】 調査はどのように行われているのか。またどの海域で漁獲されたか判断は可能なのか。

【事務局】 沖縄本島北部は名護と県漁連、沖縄本島東部は県漁連、中城、沖縄市、与那城、金武、石川の市場を水産海洋技術センターが回って、漁獲別で体長データを収集している。その際に、現場で出荷者を確認しながら調査を行っているため、漁獲された海域の確認は出来ている。

【山内委員】 組合長を務める那覇地区漁協も、委員会指示対象外の 11 漁協の一つだが、まだ同意はしていない。各漁協では、どのように同意を得ているのか。

【事務局】 沖縄本島北部は、自主管理から始まった経緯があり、北部 6 漁協から海区委員会に対して、委員会指示への要望があり、委員会指示になった。また漁協から、委員会指示の対象にするよう要望があり、委

員会指示の対象となった事例もある。

対象が広がっていくなかで、今後は、対象外となっている漁協に対して、委員会指示に賛同してもらえないか意見照会したいとも考えている。

【山内委員】 そのほうが組合への説明、賛同も得やすいと思う。理事会で決めて同意するというのが進めやすい。魚は移動するので、全県的に漁業権区域外も制限に加えたほうが、資源の持続的な利用が可能だと考える。

【池田委員】 中部地区の組合長会でも、今後は資源管理をしないと将来的に厳しいと認識しているので、今まで取り組んでいた自主管理から、北部地区と同じ取組みが良いのではないかとのいう話になって、組合長会の中で合意を得て、各組合に持ち帰って、理事会で検討した。特にスジアラを漁獲対象としている漁業者を対象に説明を行い、そのうえで県に委員会指示の対象にするよう要望し、委員会指示の対象となった経緯がある。

【藤田委員】 今後の委員会指示の拡大対象と考えている共同漁業権の13号から16号の漁獲データ等はあるのか。沖縄本島北部と東部地区は、漁獲データ等に基づいて、将来的な予測まで示せているので、理解を得やすい。同じような情報を13号から16号、またはそれ以外のエリアでも、同じような情報があれば、そうした情報を示しながら説明したほうが良い。

【事務局】 今委員会指示の対象となっていないエリアは、人員面での問題があり、十分なデータが取れていなかった。最近は集め始めているが、分析が進んでいるエリアと比べると十分ではない。今後は、集め始めたデータも解析に組み込めるように調査を続けたい。それが資源評価につながるかと考えている。

【山川委員】 スジアラやシロクラベラは、幼生期に分散するタイプなのか、それとも生まれたところで生涯を過ごすタイプなのかどうか。それによって、全島的な制限をかける必要があるかどうかになる。幼生期の生態は。

【事務局】 琉球大学が遺伝的な特性を分析したことがある。スジアラは沖縄海域全体で一つのグループを形成していて、八重山と沖縄本島で、遺伝的に大きな違いはない。またシロクラベラは対照的に、台湾、八重山、宮古、沖縄本島、奄美で遺伝的に独立していると聞いている。そのためグループごとの資源管理、資源評価が本来は必要と考えている

【城間委員】 水産海洋技術センターの資料によると、スジアラを遊漁者

	<p>が全体の漁獲の3割程度を占めると推測している。その割合の推測にあたっての調査方法はどのようなものか。委員会指示にするのであれば、パブコメも行うと思うが、その割合が3割もあるから遊漁者を考慮する必要があるということなのか。また1割程度であれば、遊漁者は考慮しなくてもよいということなのか。</p> <p>【事務局】 漁業者の立場からすると、同じ魚を漁獲するのであれば同一のルールを適用してほしいという気持ちがある。実際に少なくない割合で遊漁者が漁獲しているのであれば、同一ルールを適用すべきだと考える。</p>
<p>(4) 報告事項</p>	<p>令和5年漁業権一斉切替スケジュールについて（予定） （P36～P37、別添）</p>
<p>【要旨】</p>	<p>現在免許されている全ての漁業権（共同・区画・特区・定置）は、存続期間が令和5年8月31日までとなっているため、同年9月1日付けの一斉切替に向け作業を進めている。この手続において、海区漁業調整員会に係る事項を中心に、今後のスケジュールについての説明を行った。</p>
<p>【特記事項】</p>	<p>特になし</p>